

議案第 2 2 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により、市道路線を別表のとおり認定し、及び廃止する。

よって、同法第 8 条第 2 項（同法第 1 0 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

別 表

番号	路線名	起 点 終 点	延長	敷地の幅員 (最小～最大)
1	市道第2271号線	向日市寺戸町東御泥4-1 向日市寺戸町東御泥14-4	232.5 メートル	9.5 メートル } 46.2 メートル
2	市道第2270号線	向日市寺戸町岸ノ下13-2 向日市寺戸町岸ノ下14-4	92.8 メートル	6.0 メートル } 12.0 メートル
3	市道第4076号線	向日市鶏冠井町番田34-6 向日市鶏冠井町番田34-7	64.9 メートル	5.5 メートル } 6.0 メートル
4	市道第6131号線	向日市上植野町下川原1-67 向日市上植野町下川原1-61	37.5 メートル	6.0 メートル } 12.0 メートル
5	市道第6130号線	向日市上植野町北淀井3-38 向日市上植野町北淀井3-30	33.1 メートル	6.0 メートル } 12.0 メートル

(認定理由)

1 の路線は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第2項の規定に基づき、土地区画整理組合が施行予定である向日市阪急洛西口駅西地区土地区画整理事業において築造する道路であることから、認定するものである。

2 から5 の路線は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為による宅地造成地内の道路であり、本市に帰属等したので認定するものである。

番号	路線名	起 点 終 点	延長	敷地の幅員 (最小～最大)
6	市道第2007号線	向日市寺戸町東御泥9-1 向日市寺戸町石田21	75.7 メートル	3.1 メートル } 3.7 メートル

(廃止理由)

6 の路線は、向日市阪急洛西口駅西地区土地区画整理事業において、道路の機能が失われ、一般交通の用に供する必要がなくなることから、廃止するものである。

番号	路線名	起 点 終 点	延長	敷地の幅員 (最小～最大)
7	(認定路線) 市道第2136号線	向日市寺戸町石田8-2 向日市寺戸町石田13-5	76.1 メートル	3.4 メートル } 4.9 メートル
8	(廃止路線) 市道第2136号線	向日市寺戸町石田8-2 向日市寺戸町石田27	292.4 メートル	2.6 メートル } 4.9 メートル
9	(認定路線) 市道第2009号線	向日市寺戸町正田19-3 向日市寺戸町東御泥22	284.4 メートル	4.5 メートル } 4.5 メートル
10	(廃止路線) 市道第2009号線	向日市寺戸町正田22 向日市寺戸町東御泥22	214.9 メートル	2.6 メートル } 4.3 メートル

(認定及び廃止の理由)

7 から 10 の路線は、向日市阪急洛西口駅西地区土地区画整理事業において、路線網の見直しに伴い、新たに認定するものである。

位置図

